

# 「北平奉天故宮所藏の蒙古源流に就いて」を讀む

山 本 守

史林十九卷四號に於て、鴛淵一氏が北平奉天故宮の蒙古源流の事を研究發表せられたる中に、小生の報告に基く點もあつたが、其の中に多小の誤があるので、小生は報告者の責任として、又一面同氏の希望もあり、こゝに訂正と補遺をして置き度いと思ふ。

一、「國立北平圖書館には只滿文蒙古源流の藍寫眞があるのみ」とあるが、同圖書館には、蒙古文の藍寫眞も存在して居る。(蒙古文も滿文同様、北平故宮刊本より曬印せるもの)

二、「熱河文津閣四庫全書中に蒙古源流は無いとの事である」とあるが、小生は滿文、蒙文の書が無いと報告した積りであつた。漢文のものも存在する。

三、故宮殿本書庫現存目中に、蒙古源流(漢文)殿本、寫本各八冊を上げて居るにも拘らず、小生の報告中に、

「北平奉天故宮所藏の蒙古源流に就いて」を讀む

寫本八冊の無い事を指摘して、小生の見落に非るか、疑つて居られるが、恐らくこの二種の本は、南遷書目中に載せられた殿本寫本と同一のものであらう。小生の見た殿本は破損甚しく、爲に現存書目中には載せられて無いものであらう。——この書目の排印は南遷の時期と隔りない事から考へて、多分南遷前の書目と考へられる——

四、「漢滿蒙鈔本各一冊と云ふのは、恐らく圓明園か或は熱河から搬入されたものでは無いか」と、疑つて居れるが舊藏所の異なる點、即ち一は懋勤殿に、一は方略館に藏せられた點より見て、始めから此の兩處に備附けたものと解する事は出来ないであらうか。

五、四庫全書中に、滿蒙文の蒙古源流が、存在して居たであらうと云ふ事を主張して居られるが、小生の見るところでは、或は奉天の故宮には存したかも知れないが、四庫全

書中には存しないと思ふ。前にも云つた様に文津閣四庫中にも存しないし、文淵閣(現在南遷す)の中にも漢文のみしか無かつたと、故宮圖書館の科長は小生に話してくれた事がある。

六、「又鈔本と云ふは奉天文溯閣の漢文鈔本から推して、その全部が四庫全書本である事は疑ない。」と云つて居られるが、小生は、故宮所藏の鈔本は四庫全書本——滿蒙文は存しないと考へるが、若し有つたとしても——と同一でない様に考へられる。勿論故宮漢文鈔本が、故宮に存在して居れば、問題にはならない事であるが、現在吾人に見得る鈔本は、方略館舊藏の第一巻のみであるから、先づこの一巻を以て對比して見よう。

この鈔本が文津、文溯兩四庫本乃至殿本と最も異なる點は——人名地名の譯字の相違はこゝに詳論せず——この鈔本が「自凡一切依倚外像包羅者至四子生八孫何止……」通行本の割註並びに「自班達巴汗起至雅爾隆氏止……」同七葉裏の割註の文字を有しない事である。只に漢文本のみならず、北京故宮所藏の刻本滿蒙文も、同じくこの割

註を存しないのである。この故宮の三種の鈔本が共に割註を存せず、一方滿蒙刻本が他の漢文本と同様に割註を有する一事を見ても、故宮鈔本は他のものと同一でなく、而もこの滿蒙漢三種鈔本は相互に特殊關係を有し、鈔本蒙文から鈔本の滿文、それより更に鈔本漢文と、一つの系統をなすものと考へられる。若し幸にしてこの推測が許されるならば、蒙滿文鈔本が蒙滿文刻本と異なる個所は、其儘故宮漢文鈔本と其他の漢文本の上にも見られるのでは無いかと考へる。こゝを以て鈔本刻本兩者の間に如何なる差異があるかについて、以下一二例を示す事とする。

鈔本蒙文滿文にあつては卷八「歲次乙亥五月」オルド

ス」遊牧の托資地方云々」の文に續いて次の句がある。

蒙文……[hojatogor gergei anu niyangeniyang talho-gi

第二、張(林丹汗)ナル 人名 ヲ

hagan beye tegen abcu erke honggor tur über-un

汗 自身ヲ取ツテ 人名 = 自分ノ

olos-un ejen haton hemchu ece türüksen erke

國ノ 皇后 ト云フモノカラ生レタ

同ジノ月ニ 人名ニ生レタ

gurne gunju hemelhi tilgüget tegunu degou inu  
人名 ト云フモノヲ興ヘテ 彼ノ 弟ナル

abagai jai erei ahun deo juwenof be juse abume  
人名 及ビコノ 兄 弟 二人ヲ子トナシテ

nutuktu hagan haiksan mün tere sara da niyang-  
庫圖克圖 汗 死シタル 同ジノ月ニ 人

ujija] tenteke monggo han i doru be gailf.....  
養ヘリ カクシテ 蒙古 汗ノ 皇統ヲ取ツテ.....

niyang taiho tijkdexsen abagai hemelhu aha degou  
名 (ヨリ) 生レタル 人名 ト云フ 兄 弟

とある。然るに刻本の蒙文滿文共にこの句を有せず。通  
常の漢文本に於ては、只「歲次乙亥五月於鄂爾多斯游

hoyagula i tire cilen asarhai] tere metu  
二人ヲ子トシテ 養ヘリ カクノ 如クシテ

弧内に相當する文字を見出す事は出来な。然しこの事  
實は他の文獻には見る事が出来る。即ち上文中の「ni-

monggol-un hagan-r tiri gi abagat.....  
蒙古ノ 汗ノ 統ヲ 得テ

yangniyang taiho”を汗自身取つた」と言へるは、清三

とある次に釋文しむ。

.....[facin hatun niyangniyang taiho be han beyede

朝實錄探要に、

第二ノ 妻 人名 ヲ 汗 自身デ

天聰九年秋七月戊辰、上納察哈爾汗大福金囊囊太后

gailf erke honggor de ejen han de lanjha erke  
取ツテ 人名 ニ 皇 帝 ニ 生レタ

と記せる事實である事は明である。次の“Erke hong-  
gor”は“Erke gurun i gunju”を興へたるイタウのち、

gurun i gunju buhe nutuktu han i dubebe amala  
人名 ヲ 興ヘタ 庫圖克圖 汗ノ 死シタ 後

東華錄天聰十年春正月の條に、

ineku tere biya de niyangniyang taiho de lanjha

以皇第二女馬哈塔塔格格、下嫁察哈爾汗子額爾克孔果爾

額哲

「北平奉天故宮所藏の蒙古源流に就いて」を讀む

「北平奉天故宮所藏の蒙古源流に就いて」を讀む

第二十卷 第二號 四〇八

と見ゆるものと同一と考へられる。只滿蒙文にありては“Erike gunne sungju”或は“Erike gunun i gunju”と言ひ、東華錄には馬哈塔格格と見えて、一見異なるが如くであるが、然し前者は「固倫公主」なる爵號を以つてし、後者は其の實名を以つてせるのみで、同一人物である事にかわりは無いのである。清史稿公主表に、

太宗第二女。孝端文皇后生。馬喀塔。初封固倫公主。

とあるを見ても明である。最後に“adagai”に關しては、前述公主表額駙事略の項に

額哲弟阿布籍亦尙主。生子布爾尼。主薨後布爾尼以叛誅。阿布籍亦坐死。

とある阿布籍なることは疑ない事であらう。

尙他の一例を示すならば鈔本蒙滿文には卷八に

〔蒙〕…〔erten〕u〕 manju [in alkan hagan〕u uruk tur  
〔滿〕…〔nehe〕 manju [i alkan han i hūchihin de

昔ノ 滿洲ノ 金 汗ノ 族ニ

urgakci bagatur〕 Taizu……

uragaci (?) batuir〕 Taizu……

成長シタル者 英雄 太祖

の記事があるに拘らず、刻本は共にこれを有しない事、前例と同様である。漢文でも只「滿珠太祖汗……」通行本 十四葉裏一とあるのみである。

さてこの二例の内容が、一は「昔の滿洲の金可汗の族より出たる」太祖と言ふ如き事であり、これが清朝の忌諱に觸れたであらう事は明な事である。又他の例とても同様、芳しからぬ事と考へたに違ない。従つてこれ等の文句が偶然の脱落でなく、故意の改變である事は、想像にかたくない。恐らくは乾隆帝の手にかゝつて改變を見たものであらう。これが故意の省略と考へられるだけ、それだけ、特殊事情の下に宮中に藏せられる鈔本には、省略なきものが保存せられたもので、漢文鈔本も滿蒙文と同様に省略なきものが保存せられたのでは無いかと考へる次第である。

七、尙最後にこれ等諸本と I. J. Schmidt „Geschichte der Ost-Mongolen und ihres Fürstenhauses.“との差異につき一言して置き度い。便宜例を卷八「明代帝系」とする事とする。

帝名	シユミット本	故宮鈔本(滿蒙文)	刻本(滿蒙文)	漢文(四庫本ニヨル)
永樂	己卯年三十二歲即位在位二十二年 五十三歲卒	五十歲卒	同上	同上
洪熙	壬午年生歲次辛亥年三十歲即位歲 次癸丑三十二歲卒	ナシ	同上	同上
景泰	戊戌年生歲次甲寅十七歲即位在位 五年戊午歲二十一歲爲衛喇特之額 森太師執去	二十歲爲衛喇特額森 太師執去	此項正統汗ノ事蹟 (年二十歲トナスハ 鈔本ニ同シ)	同上
正統	庚子年生己未年二十歲即位在位五 年癸亥景泰汗歸來(中略)汗復在位 三年共八年歲次丙寅年二十七歲卒	歲次丙寅年四十七歲 卒	此項景泰行ノ事蹟	同上
天順	景泰汗歲次丁卯年三十歲即位爲天 順汗在位十七年癸未四十七歲卒	四十六歲卒	正統汗重祚、四十六 歲卒	同上
成化	甲寅年生甲申年三十一歲即位在位 二十三年五十四歲丙午年卒	五十六歲甲子年卒	同上	同上
弘治	己亥年生丁未三十九歲即位在位 十八年甲子五十六歲卒	ナシ	同上	同上
萬曆	辛亥年生癸酉二十三歲即位在位四 十八年庚申七十歲卒	年七十七歲卒	同上	同上

この例を見ても明なる如く、シユミット本には洪熙・弘れが缺けて居る。これは恐らく原本より手寫した場合に、治二帝の在位を明記せるに拘らず、鈔本以下には全部こ 同じ文字が刻んで居る爲に、行を取違へたるものと思は

「北平奉天故宮所藏の蒙古源流に就いて」を讀む

れる。故意の脱漏でない事は一見明である。

以上述べたる龔々太後の記事、並にこの記事等よりして、自分はシユミット本が、最も原文に近いものと考へて居る。——景泰帝と正統帝を取違へたる如き、歴史事實の上から見て正確か否かは、こゝでは別問題である。

——今諸本の系統を表示すれば、

—<sup>故宮</sup> 原本——蒙古文鈔本——滿文鈔本——漢文鈔本

—シユミット——蒙本刻本——滿文刻本——漢文刻本

の如くなるものと思ふ。即ち原本より、故宮蒙古文鈔本を作るに當つて、自然の脱漏を生じ、更に乾隆年間、これを刊行するに當つて、改變を加へたる爲に、刻本は鈔本の誤脱に加へて、人爲的な省略をも、合せ有する事となつたものである。故宮鈔本がシユミット本と刻本の間「に位するもの」と言つた意味もこゝに存するのである。